一般社団法人日本卸電力取引所　市場取引検証特別委員会規程

（目的）

第1条　この規程は，定款30条第2項の規定に基づき，日本卸電力取引所（以下「本取引所」という。）に市場取引検証特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し，委員会の組織及び権限その他必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の設置期間）

第2条　委員会は，令和8年6月末まで設置されるものとする。

（委員会の権限等）

第3条　委員会は，市場の流動性を確保するため，各事業者が取引所を積極的に活用しているか，特に発電容量の大半を占める旧一般電気事業者であった事業者に取引量増加に向けた相応の努力が見られるかについて，理事会からの諮問を受け，又は理事会に対して意見を述べることができる。

2　委員会は，理事会に対し，本取引所の有する市場情報等の提供を求めることができる。

3　委員会は，理事会に対して第１項の意見に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

（組織，委員の委嘱等）

第4条　委員会は，委員5人をもって組織する。

2　委員は，電力市場における取引について学識経験を有する者のうちから理事会が委嘱する。

3　本委員会に委員長1名を置き，委員長は本委員会を構成する委員のうちから理事会が委嘱する。

4　在任中の委員は，電力の取引に関係のある事業者団体と関係を持ち，又は電力市場における取引を業として営む企業の役員，顧問若しくは評議員となり，直接間接に当該企業の経営に参加し，当該企業から反対給付を受け，若しくは当該企業に投資することができない。

5　委員長は，委員会を代表し，会議の議長となり会務を総理する。

6　委員長に事故があるときは，あらかじめその指名する委員が，その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条　委員の任期は2年とする。

2　委員は，再任されることができる。

3　委員の任期が満了したときは，当該委員は，後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

（委員の補充）

第6条　委員に欠員が生じたときは，遅滞なく，理事会はこれを補充する。この場合，その任期は，前任者の残任期間とする。

（委員の身分保障）

第7条　委員長及び委員は，次の各号のいずれかに該当する場合を除いては，在任中，その意に反して解任されない。

(1)　成年被後見人若しくは被保佐人となったとき又は破産の宣告を受けたとき。

(2)　禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3)　　委員会により，心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき，又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（解任）
第8条　理事会は，委員が前条各号のいずれかに該当するときは，その委員長又は委員を解任しなければならない。

（会議）
第9条　委員会は委員長が招集する。

2　委員会は，委員総数の過半数の出席により成立する。

3　委員会の議事は，全会一致を原則とするが，議決が必要な場合，出席した委員のうち4分の3以上の賛成をもってこれを決する。

（委員会の開催）
第10条　委員会は，原則として年4回開催する。ただし，委員長は委員からの要求があったときは，委員会を招集しなければならない。

（秘密保持）
第11条　委員長若しくは委員又はこれらの職にあった者は，その職務に関し知得した秘密を他に漏らし，又はせつ用してはならない。

（意見の尊重）
第12条　理事会は，意見を受けたときはこれを尊重しなければならない。

（議事録）
第13条　委員会は，議事録を作成し，審議に要した関係書類と共にこれを本取引所の事務局に保存させる。

附則

本規程は，平成 16 年 11 月 15 日から施行する。

改定　平成19年1月12日

平成21年3月6日

平成23年6月10日

平成25年7月18日

平成27年6月18日

平成29年6月15日

令和元年5月16日

令和2年6月18日

令和4年6月16日

令和6年6月20日